

第8章 国際商標登録出願における 個別手数料の分割納付等の改正

1. 改正の必要性

(1) マドリッド協定議定書の概要

マドリッド協定議定書は、本来、海外への出願手続は各国別に行わなければならないものであるところ、一回の手続で複数の締約国での権利取得を可能とすることにより、外国において標章の保護を受ける手続を簡略化することを目的として設立された条約である。

マドリッド協定議定書は、1995年(平成7年)12月に発効し、翌1996年(平成8年)4月から制度運営が開始されており、2002年(平成14年)4月15日現在で、イギリス、ドイツ、フランス等の主要国を含む55カ国が加盟している。

我が国は、1999年(平成11年)にマドリッド協定議定書加入のための商標法の改正(平成11年改正法)を行い、2000年(平成12年)3月14日から施行している。

(補説1) マドリッド協定議定書の主な手続の概略

① 国際出願及び使用言語

締約国の国民等は、本国官庁にした商標の国内出願又は登録を基礎として、本国官庁を経由して、国際事務局に対して商標の国際出願を行う。国際出願の言語は、英語又は仏語。

② 国際事務局による国際登録

国際事務局は、国際出願を方式審査した後、国際登録簿に商標を国際登録する。国際登録された商標は、国際事務局により国際公表される。

③ 国際事務局による指定国官庁への通報

国際事務局は、国際登録後、その旨各指定国の官庁に対して通報す

る。

④ 指定国官庁による拒絶の通報

指定国の官庁は、その指定国において国際登録に係る商標の保護を拒絶する場合には、上記③の通報の日から1年又は18ヶ月以内にその旨国際事務局へ通報する。

⑤ セントラルアタック（国際登録の基礎出願・登録への従属性）

国際登録の日から5年以内に本国における基礎出願が拒絶、取り下げ若しくは放棄又は基礎登録が無効若しくは取り消しとなった場合には、国際登録も取り消される（通常、このような事態をセントラルアタックと呼んでいる。）。この場合、国際登録の名義人であった者は、救済措置として各指定国における国際登録を国内出願へ変更することができる。

⑥ 更新

国際登録の存続期間は国際登録日から10年。国際事務局への一つの更新申請で複数国を指定する国際登録をも更新することができる（この場合、指定国における登録の効果も更新される）。

⑦ 料金

一の通貨（スイスフラン）による料金支払いだけで、国際出願及び国際登録を更新することができる。なお、本国官庁は国際出願等の事務取扱いについて、自己の裁量により料金を定め自己の収入として徴収することができる。

(2) 従来の料金徴収体系

マドリッド協定議定書では、国際登録を受けるに当たって、国際事務局に対して国際手数料を前払いしなければならないこととされている（議定書第8条(2)）。また、締約国はマドリッド協定議定書に基づく国際登録（及び登録の更新）に関して、この国際手数料に代えて「個別手数料」の支払いを受けることを選択できる（議定書第8条(7)(a)）。

我が国は、マドリッド協定議定書加入に際し、こうした議定書上の要請等に基づき、個別手数料の支払いを受けることを希望する旨の宣言をした。その上

第8章 国際商標登録出願における個別手数料の分割納付等の改正

で、我が国の出願料及び登録料に相当する額の個別手数料を国際登録前に一括して国際事務局に納付しなければならない旨を商標法第68条の30第1項に規定した。

一方、我が国に直接出願をする場合（いわゆる国内出願）には、出願時は出願料のみを納付（第76条第2項）し、審査の結果、登録すべきと判断されたときに登録料を納付する（第40条第1項）料金徴収体系を採っている。このため、マドリッド協定議定書の手続を通じた出願が我が国において拒絶された場合には、出願人に対して登録料に相当する個別手数料の払戻がされず、我が国に直接出願をする場合よりも高い料金が徴収されることとなる。

これは、①議定書及び規則では個別手数料が国際登録前の一括納付と規定されている、②一度国庫に入った手数料を戻すことは困難である、③マドリッド協定議定書の料金徴収体系を我が国に直接出願をする場合と同様なものにするとしても議定書及び規則に根拠がない、ためである。

(参考)

マドリッド協定議定書の手続を通じた出願と我が国に直接した出願の料金比較

	金額	納付時期	拒絶の場合の徴収額
議定書	4,800円 +81,000円×区分数	国際登録前（事実上領域指定、事後指定と同時）	4,800円 +81,000円 ×区分数
国内	6,000円 +15,000円×区分数	出願時	6,000円 +15,000円 ×区分数
	66,000円×区分数	登録査定後	

(注) 国際商標登録出願の出願料が低額な理由は、方式的な手続は国際事務局が代理しているため、特許庁の事務負担が軽減されていることによる。

(3) 改正の契機

2001年(平成13年)6月に開催された第2回マドリッド協定及び同議定書に基づく共通規則修正作業部会において、我が国と同様の料金徴収体系を採るオーストラリアから「自国では、商標の登録出願は提出時に出願料を支払い、登録

が認められる場合には登録料を支払う制度であるため、マドリッド協定議定書上の料金徴収体系もこうした事実配慮すべき。」との要請があった。これを踏まえ、個別手数料の二段階納付制度をマドリッド協定及び同議定書に基づく共通規則（以下「共通規則」という。）の第34規則(3)として導入することが提案された。

この共通規則の改正案は同年9月24日から10月3日にかけて開催されたマドリッド同盟総会において採択され、同年10月4日から発効（参考資料：第34規則参照）したが、義務規定ではないため、締約国の制度改革を強いるものとはなっていない。

しかしながら、我が国としては、上記(2)で述べた事情も考慮すれば、商標制度利用者の便宜の観点から個別手数料の二段階納付制度を早期に導入することが適当であるため、我が国を領域指定する国際登録（以下「国際商標登録出願」という。）に係る個別手数料についても、我が国に直接出願をする場合と同様に、国際登録前に出願料相当額を、登録査定後に登録料相当額を納付させる料金徴収体系に改めることとした。

併せて、国際商標登録出願に関する補正の対象範囲についても必要な改正を行うこととした。

2. 改正の概要

(1) 個別手数料の二段階納付制度の導入

① 国際登録に基づく商標権の個別手数料（第68条の30）

個別手数料の二段階納付制度を導入し、国際登録前には出願料相当額を、登録査定後には登録料相当額を納付させる料金徴収体系に改めることとした。

② 国際商標登録出願についての商標権の設定の登録の特例（第68条の19）

国際商標登録出願についての商標権の設定の登録は、第二の部分の個別手

数料の納付を要件とすることとした。

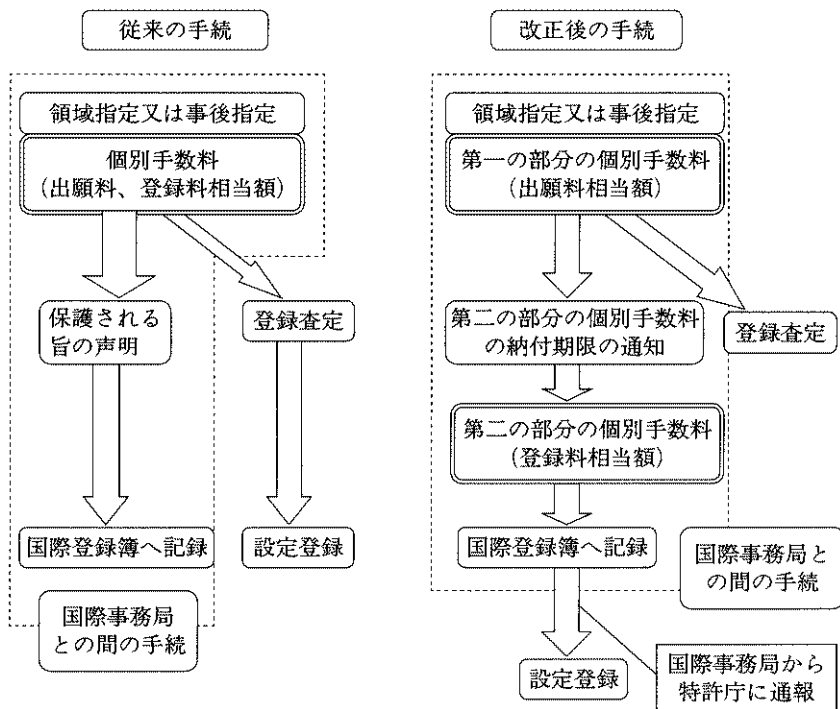
- ③ セントラルアタック後の再出願又は議定書廃棄後の再出願についての商標権の設定の登録の特例（第68条の35）

セントラルアタック後の再出願又は議定書廃棄後の再出願についての商標権の設定の登録は、第二の部分の個別手数料の納付を要件とすることとした。

- (2) 国際商標登録出願に関する補正の対象範囲の見直し（第68条の28）

国際商標登録出願に関する補正の対象範囲から「商標登録を受けようとする商標」を削除することとした。

(参考) 国際商標登録出願にかかる料金納付手続



3. 改正条文の解説

(1) 個別手数料の二段階納付制度の導入

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料（以下「個別手数料」という。）として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

- 一 四千八百円に一の区分につき一万五千元を加えた額に相当する額

二 六万六千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

- 2 前項第一号に掲げる額の個別手数料は国際登録前に、第二号に掲げる額の個別手数料は経済産業省令で定める期間内に、納付しなければならない。
- 3 特許庁長官は、国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、国際事務局に対し、当該出願に係る第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付期限を通知するものとする。
- 4 国際商標登録出願は、第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付がないため、その基礎とした国際登録が取り消されたときは、取り下げられたものとみなす。
- 5～6 (略)

本条は、国際登録に基づく商標権についての個別手数料に関して規定したものである。今回改正した本条第1項から第4項は、個別手数料の二段階納付制度を実施するための規定である。

①第1項の改正

第1項は、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者が国際事務局に納付すべき個別手数料の額を定めたものである。個別手数料の第一の部分及び第二の部分の額については、我が国に直接出願をする場合と同じ納付額とし、第1号で出願料相当分の額として「一件ごとに、四千八百円に一の区分につき一万五千元を加えた額に相当する額」と、第2号で登録料相当分の額として「一件ごとに、六万六千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額」とした。

(参考) 国際商標登録出願に係る個別手数料の改正内容

	金額	納付時期	拒絶時の国内出願との差
改正前	4,800円 +81,000円×区分数	国際登録前（事実上領域指定、事後指定と同時）	66,000円×区分数 (国内出願の登録料)
改正後	4,800円 +15,000円×区分数	国際登録前（事実上領域指定、事後指定と同時）	なし
	66,000円×区分数	経済産業省令で定める期間内	

② 第2項の新設

第2項は、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者が国際事務局に納付すべき個別手数料の納付期限を定めたものである。第一の部分の個別手数料は、従来と同様に国際登録前に納付しなければならないが、第二の部分の個別手数料については、経済産業省令で定める期間内に納付しなければならないこととした。省令では「商標法第六十八条の三十第二項の経済産業省令で定める期間は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三月とする。」と定めることとなる。

法律で第二の部分の個別手数料の納付期限を規定しなかった理由は、①議定書上は納付期限が定められておらず、規則においてのみ定められている、②共通規則（第34規則(3)(a)）では、「締約国の法令に従って決定される後の日付に支払われるものとする。」と規定されているものの、将来的に、二段階納付制度を宣言する締約国が増加した場合には、国際事務局の事務処理上の都合等で、当該共通規則の規定が「統一した期間」に改められる可能性がある、ためである。

なお、同様の例として、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国際出願法）でも手数料の納付期限を省令に委任している（同法第7条）。

③ 第3項の新設

第3項は、第二の部分の個別手数料の納付期限を国際事務局に対して通知

する特許庁長官の義務を定めたものである。

国際事務局は、第二の部分の個別手数料が適切な期間内に納付されれば国際登録簿にその旨記録し、納付がされなければ国際登録簿の国際登録を取り消す（第34規則(3)(d)）。この場合の個別手数料の納付期限は、各指定国が国内法令で定め、国際事務局に通報することとなっている（第34規則(3)(c)）。このように国際事務局に対する納付期限の通知は、我が国特許庁の国際事務局に対する手続であるとしても、個別手数料の二段階納付制度を実施するためには重要な手続であるため法律で規定することとした。

なお、共通規則（第34規則(3)(c)）においては、納付期限の「通知」ではなく「通報」としている。「通報」とは一般的に事実を知らせることをいう。第3項の手続をした場合は、国際事務局では納付の有無を管理する義務が生ずるが、これを法律上規定する場合には、この用語は適当ではなく、「通知」とすることが適当であるためである。

④ 第4項の新設

第4項は、国際商標登録出願については、第二の部分の個別手数料が適切な期間内に支払われなかった結果、その基礎とした国際登録が国際登録簿から取り消された（第34規則(3)(d)）場合には、当該出願が取り下げられたものとみなす旨を規定したものである。

第二の部分の個別手数料の納付は国際事務局に対する手続であるから、我が国はその納付の事実を直接知り得ない。したがって、国際事務局が個別手数料の不納により、その基礎とした国際登録を国際登録簿から取り消したことをもって、国際商標登録出願が取り下げられたものとみなし、当該出願を特許庁の係属から解くこととした。

（補説2）法的効果を「みなし取下げ」とした理由

我が国に直接した出願については、登録料が不納の場合、特許庁長官が当該出願を却下処分（第77条第2項で準用する特許法第18条第1項）し、

当該処分に対する争いの途を残している。

しかし、国際商標登録出願に係る個別手数料の納付は、国際事務局に対する手続であって、国際登録簿から国際登録を取り消す処分は、国際事務局の判断（第34規則(3)(d)）によるものであることから、それ自体は、特許庁長官を相手として争うことはできない。また、国際登録簿から国際登録が取り消されたときには、たとえ国内の国際商標登録出願を有効なものとして扱ったとしても、それに基づく商標権を国内で登録することもできない。

以上の理由から、国際商標登録出願の基礎とした国際登録が個別手数料の不納により取り消された場合には、その旨の国際事務局からの通報をもって、第68条の20第1項に規定する国際登録の消滅の効果と同様に取り下げられたものとみなすこととした。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付があつたことを国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務局からあつたときは」とする。

2 (略)

本条第1項は、国際商標登録出願についての商標権の設定の登録の特例について規定したものである。

従来は、国際商標登録出願についての個別手数料が国際登録前に一括払いとされており、登録料相当分が既に納付済みであるため、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたとき」に商標権の設定の登録をしていた。

個別手数料の二段階納付制度の下では、共通規則上「個別手数料の第二の部

分が適切な期限内に支払われた場合は、国際事務局は締約国の官庁に通報する。」(第34規則(3)(d))とされていることから、当該通報をもって我が国で商標権の設定の登録を行うこととした。

本条第1項で規定する商標権の設定の登録の要件を「納付行為」とせずに「通報」とした理由は、第二の部分の個別手数料が国際事務局に対する納付行為であるため、国際事務局による「納付があったことを国際登録簿に記録した旨の通報」がされない限り、我が国ではその納付の事実を知り得ないからである。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の三十五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願に係る国際登録が議定書第六条(4)の規定により取り消された日前又は議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前に第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

本条は、セントラルアタック後の再出願（第68条の32第1項）又は議定書廃棄後の再出願（第68条の33第1項）の規定による商標登録出願についての商標権の設定の登録の特例について規定したものである。具体的には、国際登録を10年間維持するのに必要な個別手数料を既に支払った場合に講じられる救済措置について規定している。

従来は、セントラルアタック後又は議定書廃棄後の再出願については、もとの国際登録について国際登録前に個別手数料が一括払いされており、登録料相当分が既に納付済みであるため、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつ

たとき」を商標権の設定の登録の要件としていた。

今回の改正で個別手数料の二段階納付制度を導入したが、本条に規定する救済措置の対象とすべきものは、10年分の国際登録を維持できる額の個別手数料が既に支払われている国際登録であることに変わりはない。言い換えれば、国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権の基礎とした国際登録について、セントラルアタックにより国際登録簿から取り消された日前又は議定書第15条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前までに、既に二段階納付のうちの第二の部分の個別手数料までもが国際事務局に納付されている場合が本条に規定する救済措置の対象となる。

したがって、「十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた」とする要件は維持しつつ、「セントラルアタックによる国際登録が取り消された日前又は議定書廃棄の効力が生じた日前に第68条の30第1項第2号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているとき」とする要件を新たに追加することとした。

(2) 国際商標登録出願に関する補正の対象範囲の見直し

(手続の補正の特例)

第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第十五条の三（第五十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

2 (略)

本条第1項は、国際商標登録出願に関する補正のできる時期及び範囲について規定したものである。

従来の規定では、願書に記載した「商標登録を受けようとする商標」についても補正の対象範囲としていた。

しかし、マドリッド協定及び同議定書による国際登録制度の下では、国際登録簿上で一元管理されている商標について個々の指定国の法令によって変更が加えられた場合には、他の締約国における当該商標の保護にも影響を及ぼすこととなる。

この点について、議定書及び規則では、国際登録簿に登録された標章についての補正が可能か否かについて明示されていないものの、標章の国際登録に関するガイド（マドリッド協定及び同議定書並びに共通規則の解説。世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局が作成。）においては、国際登録に登録されている標章の補正がいかなる時期・方法によっても認められないと解説している。

このため、議定書上認められないこととされている補正があたかも可能であるかのような規定を設けたままにしておくことは適当でないため、本条第1項に規定する「商標登録を受けようとする商標」の部分を削除することとしたものである。

(参考) マドリッド協定議定書に基づく規則：第34規則

Rule 34	第34規則
Amounts and Payment Of Fees	手数料の額及び支払
(1) <u>[Amounts of Fees] The amounts of fees due under the Agreement, the Protocol or these Regulations, other than individual fees, are specified in the Schedule of Fees that is annexed to these Regulations and forms an integral part thereof.</u>	(1) [手数料の額] 個別手数料以外の、協定、議定書又はこの規則に基づき支払うべき手数料の額は、この規則及びそれに欠くことのできないものである様式に添付する料金表に示される。
(2) <u>[Payments] (a) The fees indicated in the Schedule of Fees may be paid to the International Bureau by the applicant or the holder, or, where the Office of origin or the Office of the Contracting party of the holder accepts to collect and forward such fees, and the applicant or the holder so wishes, by that Office.</u>	(2) [支払] (a) 料金表に表示された手数料は、出願人若しくは名義人又は本国官庁若しくは名義人の締約国の官庁が当該手数料を徴収及び転送することを認める場合で、出願人又は名義人が要請する場合には、当該官庁が、国際事務局に支払うことができる。
(b) Any Contracting Party whose Office accepts to collect and forward fees shall notify that fact to the Director General.	(b) 手数料を徴収及び転送することを認めている官庁の締約国は、事務局長にその旨を通報するものとする。
(3) <u>[Individual Fee Payable in Two Parts] (a) A Contracting Party that makes or has made a declaration under Article 8(7) of the Protocol may notify the Director General that the individual fee to be paid in respect of a designation of that Contracting Party comprises two parts, the first part to be paid at the time of filing the international application or the subsequent designation of that Contracting Party and the second part to be paid at a later date which is determined in accordance with the law of that Contracting Party.</u>	(3) [「二つの部分によって支払うことができる個別手数料」] (a) 議定書第8条(7)の規定に基づく宣言を行うか又は行った締約国は、当該締約国の指定に関して支払われるべき個別手数料が二つの部分から構成されることを事務局長に通報することができる。第一の部分は、国際出願の出願の際又は締約国の事後指定の際、第二の部分は、当該締約国の法令に従って決定される後の日付に支払われるものとする。
(b) <u>Where subparagraph (a) applies, the references in items 2, 3 and 5 of the Schedule of Fees to an individual fee shall be construed as references to the first part of the individual fee.</u>	(b) (a)の規定が適用される場合には、料金表の第2項、第3項及び第5項において個別手数料について言及しているものは、個別手数料の第一の部分について言及しているものとみなされる。

第8章 国際商標登録出願における個別手数料の分割納付等の改正

<p>(c) <u>Where subparagraph (a) applies, the Office of the designated Contracting Party concerned shall notify the International Bureau when the payment of the second part of the individual fee becomes due. The notification shall indicate</u></p>	<p>(c) (a)の規定が適用される場合には、関係する指定締約国の官庁は、個別手数料の第二の部分がいつ支払われなければならないかを国際事務局に通報するものとする。通報は次のものを表示するものとする。</p>
<p>(i) <u>the number of the international registration concerned.</u></p>	<p>(i) 国際登録の番号</p>
<p>(ii) <u>the name of the holder.</u></p>	<p>(ii) 名義人の氏名又は名称</p>
<p>(iii) <u>the date by which the second part of the individual fee must be paid.</u></p>	<p>(iii) 個別手数料の第二の部分が支払われるべき期日</p>
<p>(iv) <u>where the amount of the second part of the individual fee is dependent on the number of classes of goods and services for which the mark is protected in the designated Contracting Party concerned, the number of such classes.</u></p>	<p>(iv) 個別手数料の第二の部分の額が関係する指定締約国において保護される標章の商品及びサービスの分類の数による場合は、その分類の数</p>
<p>(d) <u>The International Bureau shall transmit the notification to the holder. Where the second part of the individual fee is paid within the applicable period, the International Bureau shall record the payment in the International Register and notify the Office of the Contracting Party concerned accordingly. Where the second part of the individual fee is not paid within the applicable period, the International Bureau shall notify the Office of the Contracting Party concerned, cancel the international registration in the International Register with respect to the Contracting Party concerned and notify the holder accordingly.</u></p>	<p>(d) 国際事務局は、通報を名義人に送付するものとする。個別手数料の第二の部分が適切な期限内に支払われた場合には、国際事務局は国際登録簿に支払について記録し、関係締約国の官庁に通報するものとする。個別手数料の第二の部分が適切な期間内に支払われなかった場合には、国際事務局は関係締約国の官庁に通報し、関係締約国に関する国際登録簿の国際登録を取消し、その旨を名義人にも通報する。</p>
<p>(4) <u>[Modes of Payment of Fees to the International Bureau] Fees shall be paid to the International Bureau as specified in the Administrative Instructions.</u></p>	<p>(4) [国際事務局に対する手数料の支払の方法] 手数料は、実施細則において明記する方法により国際事務局に支払われるものとする。</p>
<p>(5) <u>[Indications Accompanying the Payment] At the time of the payment of any fee to the International Bureau, an indication must be given,</u></p>	<p>(5) [支払に伴う表示] 国際事務局への手数料の支払に際しては、次の表示をしなければならない。</p>
<p>(i) <u>before international registration, of the name of the applicant, the mark concerned and the purpose of the payment;</u></p>	<p>(i) 国際登録前は、出願人の氏名又は名称、関係する標章及び支払の目的</p>
<p>(ii) <u>after international registration, of the name of the holder, the number of the international registration concerned and the purpose of the payment.</u></p>	<p>(ii) 国際登録後は、名義人の氏名又は名称、関係する国際登録の番号及び支払の目的</p>

<p>(6) [Date of Payment] (a) Subject to Rule 30(1)(b) and to subparagraph (b), any fee shall be considered to have been paid to the International Bureau on the day on which the International Bureau receives the required amount.</p>	<p>(6) [支払日] (a) 第30規則(1)(b)及び本項(b)の規定に従うことを条件として、いかなる手数料も、必要とされる金額を国際事務局が受領した日に国際事務局に支払われたものとみなす。</p>
<p>(b) Where the required amount is available in an account opened with the International Bureau and that Bureau has received instructions from the holder of the account to debit it, the fee shall be considered to have been paid to the International Bureau on the day on which the International Bureau receives an international application, a subsequent designation, <u>an instruction to debit the second part of an individual fee</u>, a request for the recording of a change or an instruction to renew an international registration.</p>	<p>(b) 必要とされる金額が国際事務局に開設された口座で入手でき、国際事務局が当該口座の所有者より当該口座から引き落とす旨の指示を受領した場合には、手数料は、国際事務局が国際出願、事後指定、<u>個別手数料の第二の部分</u>を引き落とすための指示、変更の記録の申請又は国際登録を更新する旨の指示を受領した日に国際事務局に支払われたものとみなす。</p>
<p>(7) [Change in the Amount of the Fees] (a) Where the amount of the fees payable in respect of the filing of an international application is changed between, on the one hand, the date on which the request to present the international application to the International Bureau is received, or is deemed to have been received under Rule 11(1)(a) or (c), by the Office of origin and, on the other hand, the date of the receipt of the international application by the International Bureau, the fee that was valid on the first date shall be applicable.</p>	<p>(7) [手数料の額の変更] (a) 国際出願に関して支払うべき手数料の額が、国際事務局への国際出願の申請の本国官庁による受理の日又は第11規則(1)(a)若しくは(c)の規定に基づき受理されたものとみなされる日と、国際事務局による国際出願の受理の日との間で変更される場合には、前者の日により有効であった手数料が適用されるものとする。</p>
<p>(b) Where a designation under Rule 24 is presented by <u>the Office of the Contracting Party of the holder</u> and the amount of the fees payable in respect of that designation is changed between, on the one hand, the date of receipt, by the Office, of the request by the holder to present the said designation and, on the other hand, the date on which the designation is received by the International Bureau, the fee that was valid on the first date shall be applicable.</p>	<p>(b) 第24規則の規定に基づく指定が<u>名義人の締約国の官庁</u>により提出され、その指定に関して支払うべき手数料の額が、当該指定をするための名義人による申請を当該官庁が受理した日と、当該指定が国際事務局により受理された日との間で変更される場合には、前者の日により有効であった手数料が適用されるものとする。</p>
<p><u>(c) Where paragraph (3)(a) applies, the amount of the second part of the individual fee which is valid on the later date referred to in that paragraph shall be applicable.</u></p>	<p>(c) (3)(a)の規定が適用される場合には、<u>その規定にいう後の日付において有効である個別手数料の第二の部分の額が適用されるものとする。</u></p>

第8章 国際商標登録出願における個別手数料の分割納付等の改正

<p>(d) Where the amount of the fees payable in respect of the renewal of an international registration is changed between the date of payment and the due date of the renewal, the fee that was valid on the date of payment, or on the date considered to be the date of payment under Rule 30(1)(b), shall be applicable. Where the payment is made after the due date, the fee that was valid on the due date shall be applicable.</p>	<p>(d) 国際登録の更新に関して支払うべき手数料の額が、支払日と更新の期限の日との間で変更される場合には、支払日又は第30規則(1)(b)の規定に基づき支払日とみなされる日に有効であった手数料が適用されるものとする。その支払が支払期日の後になされる場合には、その期日の際に有効であった手数料が適用されるものとする。</p>
<p>(e) Where the amount of any fee other than the fees referred to in subparagraphs (a), (b), (c) and (d) is changed, the amount valid on the date on which the fee was received by the International Bureau shall be applicable.</p>	<p>(e) (a), (b), (c)及び(d)に規定する手数料以外の手数料の額が変更された場合には、国際事務局が手数料を受領した日において有効であった金額が適用されるものとする。</p>

(注) 下線部は、規則改正により追加・変更された部分を示す。